

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 事故時の応急措置命令 |
| 根拠条例・規則名 | | 消防法 |
| 条 項 | | 第 1 6 条 の 3 第 3 項 |
| 所 管 部 課 | | 消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 どのような場合にいかなる措置命令を行うかについては、事故の状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |